

「電子的診療情報連携体制整備加算」について

当院では、令和8年度診療報酬改定で新設された電子的診療情報連携体制整備加算2に係る施設基準に基づき、以下の体制を整備しています。

- オンライン請求を行っています。
- 算定した診療報酬の区分・項目の名称およびその点数または金額を記載した詳細な明細書を、無料で交付しています。
- 電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を整備しています。
- オンライン資格確認等により取得した診療情報・薬剤情報・特定医
健診情報、その他必要な情報を活用して診療を行っています。
- 診療報酬明細書の無料交付を行っています。
- 電子処方箋を発行する体制を有しています。
- マイナ保険証の利用促進など、医療DXを通じて質の高い医療を提供
できるよう取り組んでいます。

令和8年6月より、医療DX推進体制整備加算・医療情報取得加算から電子的診療情報連携体制整備加算へ名称が変更となります。